

最新情報はホームページやインスタグラムで  
商工会より、経営に必要な情報をお届けします



## トピックス

- ・ 定額減税について
- ・ 協会けんぽからお知らせ
- ・ 令和6年度雇用保険料率、労災保険率の改定について
- ・ 福岡県知財総合窓口より

## マル経融資

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保無保証で利用可。

(ただし、内部審査と商工会長の推薦が必要)

上限2,000万円

運転資金 7年以内

設備資金 10年以内

**1.30%**

2024.3.1時点

## 所得税・個人住民税の定額減税

賃上げや物価高騰に対する国民の負担を緩和するための措置として、令和6年分の所得税及び個人住民税の減額が行われます。

所得制限		令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下 (個人住民税は令和5年分の合計所得金額) (給与所得の場合は、収入金額2,000万円以下)
特別控除額	所得税	本人：3万円 ※同一生計配偶者及び扶養親族：1人につき3万円
	個人住民税	本人：1万円 ※控除対象配偶者及び扶養親族：1人につき1万円

### ★4人家族のケース

夫の年収は1,000万円以下、配偶者と子ども2人の扶養家族の場合

所得税：本人3万円 + 3万円×3人 = 12万円

住民税：本人1万円 + 1万円×3人 = 4万円     **合計：16万円 ← 負担が減額**

～減額方法～

### ★給与所得者の場合

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等(賞与含む。)の額から特別控除の額が控除されます。

※控除しきれない部分の金額は、それ以後に支払われる給与等から順次控除

給与支払者は2つの事務を今後行う必要があります。

- ① 令和6年6月1日以降に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務
- ② 年末調整の際に精算を行う事務

### ★事業所得者等の場合

原則、令和6年分の所得税の確定申告の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。

また、予定納税の対象となる方については、令和6年7月の第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。

### ★公的年金受給の場合

令和6年6月1日以後最初に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。

※控除しきれない部分の金額は、それ以後に支払われる年金から順次控除

国税庁HPより一部抜粋。  
詳細については随時発表や内容も更新される場合がありますのでご確認ください。



国税庁HP

# 協会けんぽ福岡支部よりお知らせ

令和6年度の協会けんぽ福岡支部の保険料率（健康保険料率、介護保険料率）が改定され、3月分（4月納付分）から下記の通り変更となります。

	改定前	改定後
健康保険料率	10.36%	<b>10.35%</b>
介護保険料率	1.82%	<b>1.60%</b>

**令和5年度より生活習慣病予防健診の自己負担額がお安くなりました！**

【一般検診】対象者：35歳～74歳の被保険者（ご本人）

自己負担額：最高5,282円

検査内容：労働安全英永豊における健康診断の内容に加えて、胃がんや大腸がん等のがん検査等

**さらに、令和6年4月より付加健診の対象年齢が拡大されます！**

付加健診とは・・・

一般健診に加えてさらに検査項目を増やし、病気の早期発見や生活習慣の改善に繋げる健診です。

令和5年度まで（40歳、50歳の被保険者）

令和6年度から（40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の被保険者）

自己負担額：最高2,689円

検査内容：眼底検査・肺機能検査・血液学的検査・生化学物検査・腹部超音波検査・尿沈渣顕微鏡検査

【問合せ先】協会けんぽ福岡支部

企画総務グループ（TEL：092-283-7621）

保険グループ

（TEL：092-284-5840）

## 令和6年度雇用保険料率・労災保険率の改定について

令和6年度雇用保険料率については変更はなく令和5年度と同率です。

事業の種類	労働者負担	事業主負担
一般の事業	6 / 1,000	9.5 / 1,000
建設の事業	7 / 1,000	11.5 / 1,000
清酒製造・農林水産	7 / 1,000	10.5 / 1,000

令和6年度の労災保険率について改定が行われます。

全54業種中、引き下げとなるのが17業種、引き上げとなるのが3業種です。また、請負による建設の事業に係る労務費率も2つの業種で引き下げとなります。

詳細につきましては厚労省HPをご覧ください。



厚労省HP

## 福岡県知財総合支援窓口のご案内

中小・中堅企業の皆さんへ

### INPIT 福岡県知財総合支援窓口

知的財産に関する疑問や課題をご相談ください

お電話はこちら

天神窓口 ☎ 092-401-0761

吉塚窓口 ☎ 092-622-0035

北九州窓口 ☎ 093-873-1432

久留米窓口 ☎ 0942-31-3104

※久留米窓口は対面相談予約専用です

開設日 毎週月～金曜日

（土日祝日、年末年始を除く）

開設時間 9:00～12:00/13:00～17:00



（福岡窓口ポータル）



### INPIT 福岡県知財総合支援窓口の支援内容（一部）

窓口担当者と専門家が連携してサポートします。

- 商品・技術のアイデアを思い付いた！
  - いいデザインがひらめいた！
  - 新商品・お店のネーミングを考えた！
  - ノウハウがたくさんある。薄利が心配！
  - 技術開発を行う前に先行技術がないか確かめたい！
  - 他社・業界の技術動向を調べたい！
  - 自社の技術力を事業に活用したい！
  - 商品をブランドとして育てたい！
  - 他社と連携して事業を拡大したい！
- 権利化支援（商標・特許・意匠・実用新案）  
助成制度利用支援（国内・海外）
  - 営業秘密管理支援  
知財戦略策定
  - 先行技術・意匠・商標調査支援  
特許マップ作成支援
  - ビジネスモデル構築支援  
ブランド戦略構築支援  
共同開発 / 実施許諾契約締結支援